

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年八月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十八号

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）の施行に伴い、並びに旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の五第四項及び第二十二條第二項、同法第二十九條において準用する同法第十二條の十五第一項並びに同法第三十條第二項、第四十條及び第六十七條、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第四百二十二号（三）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第十四條第一項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七條第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（旅行業法施行令の一部改正）

第一条 旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

- 2 前条の規定は、法第十二條の五第四項の規定により同項に規定する措置を講ずるときについて準用する。この場合において、前条第一項中「国土交通省令・内閣府令」とあるのは「旅行業務に関し取引ををする者（旅行者を除く。次項において同じ。）」と、同条第二項中「旅行者」とあるのは「旅行業務に関し取引ををする者」と読み替えるものとする。

- 3 前条の規定は、法第三十條第二項の規定により同項に規定する措置を講ずるときについて準用する。この場合において、前条中「旅行者等」とあるのは「旅行サービス手配業者」と、「旅行者」とあるのは「旅行サービス手配業務に関し取引ををする者」と、同条第一項中「国土交通省令・内閣府令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

手配業務に関し取引ををする者」と、同条第一項中「国土交通省令・内閣府令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

第三條中「第十二條の十五第一項の下に（法第二十九條において準用する場合を含む。）」を加える。

第四條第一項中「のうち、法第六條の三第一項の規定による有効期間の更新の登録に係るもの」を削り、同條第二項に次の一号を加える。

三 地域限定旅行業務取扱管理者試験 五百円

第四條に次の一項を加える。

4 法第四十條の規定により納めなければならない観光庁長官が行う旅行サービス手配業務取扱管理者研修の手数料の額は、一万七千九百円とする。

第五條第一項中「第二章」を「第二章第一節」に、「第二十二條の十五第四項及び第二十二條の二十二條第二項」を「第五十四條第四項及び第六十一條第二項」に、「第二十二條の二十三條第一項、第二十三條、第二十三條の二第一項及び第二項並びに第二十六條第一項」を「第六十二條第一項、第六十四條、第六十五條第一項及び第二項並びに第七十條第一項」に改め、同條第四項中「前三項の」を「前各項（第二項ただし書を除く。の）」に、「前三項」を「これらの規定に」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項中「第二十二條の二の」を「第四十一條第二項に規定する」に、「第二十六條第一項」を「第七十條第二項中「第二十五條」を「第六十八條」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 旅行サービス手配業に関する法第二章第二節、第六十四條、第六十五條第一項及び第二項並びに第七十條第一項及び第三項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、旅行サービス手配業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、法第七十條第一項及び第三項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事務にあつては、観光庁長官が自らその事務を行うことを妨げない。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第二条 登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四條の見出し中「旅行業又は旅行業者代理業」を「旅行業等」に改め、同條に次の一項を加える。

3 法別表第一第四百二十二号（三）に規定する政令で定めるものは、旅行業法第二十三條（登録）の登録で、旅行業法施行令第五條第二項の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの以外のものとする。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部改正）

第三条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十一号中「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第三号」に改める。

（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八條から第十二條までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令（平成四年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「観光圏内限定旅行者者代理業を除く。」の下に「旅行サービス手配業」を加え、「地域限定通訳案内士、沖縄特別通訳案内士及び福島特別通訳案内士」を「地域通訳案内士」に改める。

（中心市街地の活性化に関する法律施行令の一部改正）

第五条 中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第七條第十一項第二号」を「第七條第十項第二号」に改める。

第四条中「第七條第十一項第四号イ」を「第七條第十項第四号イ」に改める。

（外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行令の廃止）

第六条 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行令（平成十八年政令第八十四号）は、廃止する。

（福島復興再生特別措置法施行令の一部改正）

第七条 福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第一百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十五條第一項中「第六十一條第二項第三号ロ」を「第六十一條第二項第三号イ」に改める。

第三十七條第一項中「第六十一條第二項第三号ハ」を「第六十一條第二項第三号ロ」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第八条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十六号及び第四十三條第四号中「第七條第十一項第四号」を「第七條第十項第四号」に改める。

第二百二十四條の二第五号を次のように改める。

五 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関する。

第二百二十四條の九第三号を次のように改める。

三 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関する。

附則第二十八條及び第二十九條を削る。

附則

この政令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年一月四日）から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三  
財務大臣臨時代理 野田 聖子  
国務大臣 加藤 勝信  
厚生労働大臣 石井 啓一  
国土交通大臣 石井 啓一